

## 錦江町農業委員会 2月定例総会会議録

○ 開催日時 令和5年2月27日（月） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

推進委員 山中推進委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 書記 永田 宗成・折久木まり子・鶴田 明

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第37号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更・除外）について

○事務局	ただいまより、令和5年2月錦江町農業委員会定例総会を開会いたします。姿勢を正してください。一同礼。それでは農業委員会憲章朗読を5番の鳥越委員にお願いいたします。
○鳥越委員	憲章朗読
○事務局	ありがとうございました。続きまして宿利原会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。朝晩は大分寒いですが昼になると、ご覧のとおり今日はポカポカ天気で、仕事も大変凧どるんじゃないかと思いますが、よろしくお願ひいたします。それでは、ただいまより、令和5年2月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は山中推進委員の欠席の申出が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に10番、鍋委員と、11番、本釜委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。次に、会務報告についてを議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。ご報告いたします。2月6日に農業会議常設審議委員会が鹿児島市でございまして、永田書記が出席しております。21日は農振の関係の現地調査を行っております。神川地区につきましては、宿利原会長と徳永委員、池田地区につきましては、安水委員と鈴委員に出席をお願いしたところでございます。27日、本日ですが、2月の定例総会を開催しております。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はございませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第36号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定の錦江町長に対する要請についてを議題としますが、2回に分けて審議いたしたいと思いますがご異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号358番から395番についてを事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	では、3ページをお開きください。受付番号358番、貸し人が〇〇さん、上之宇都の方です。申請地が、城元字押切1456番、地目が田、地積が1,296㎡です。期間が令和5年2月28日から令和9年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人は〇〇、木場になります。受付番号359番の貸し人が〇〇さん、岡山県です。場所が馬場字木原ノ上1975番1。地目が田、地積が1,089㎡です。期間が令和5年2月28日から令和9年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人が〇〇、木場です。受付番号360番の貸し人が〇〇さん、大阪府です。場所が馬場字木原ノ上1975番3、地目が田、地積が967㎡です。

期間が令和5年2月28日から令和9年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人が〇〇、木場です。受付番号361番の貸し人が〇〇さん、静岡県です。場所が馬場字木原ノ上1975番4、地目が田、地積が975㎡です。期間が令和5年2月28日から令和9年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人は〇〇、木場です。受付番号362番から364番の貸し人が〇〇さん、鹿児島市です。場所は田代川原字並木ノ西に3筆ありまして、地目は全て畑です。地積につきましては、合計で7,139㎡です。期間につきましては令和5年2月28日から令和9年12月14日までです。小作料につきましては、10a当たり〇〇円です。借り人が、〇〇さん、笹原です。受付番号365番の貸し人が、〇〇さん、兵庫県です。場所が城元字崩迫4548番1、地目が畑、地積が3,885㎡です。期間が令和5年2月28日から令和9年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人が〇〇さん、白井です。受付番号366番と367番の貸し人が〇〇さん、川南です。場所が2筆ありまして、城元字星ノ峯です。地目が畑、地積が合計で5,936㎡です。期間が令和5年2月28日から令和5年12月14日です。小作料は、全部で〇〇円です。借り人が〇〇さん、川北です。受付番号368番の貸し人が〇〇さん、川北です。場所が城元字星ノ峯5166番1、地目が畑、地積が3,320㎡です。期間が令和5年2月28日から令和7年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人は〇〇さん、川北になります。受付番号369番と370番の貸し人が〇〇さん、鹿屋市です。場所は2筆ありまして、どちらとも城元字池ノ上です。地目は両方とも畑、地積は合計で4,500㎡です。期間が令和5年2月28日から令和7年12月14日までです。小作料は、全部で〇〇円です。借り人は〇〇さん、川北です。受付番号371番、372番の貸し人が〇〇さん、鹿屋市です。場所は2筆ありまして両方とも、城元字星ノ峯になります。地目は畑で、地積が合計で2,560㎡です。期間が令和5年2月28日から令和5年12月14日までです。小作料は、全部で〇〇円です。借り人が〇〇さん、川北です。受付番号373番、374番の貸し人が〇〇さん、川北です。場所が2筆ありまして、両方とも、城元字長ホケです。地目が畑、地積が合計で4,612㎡です。期間が令和5年2月28日から令和7年12月14日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人が〇〇さん、半下石です。受付番号375番の貸し人が〇〇さん、川北です。場所が城元字星ノ峯5171番4、地目が畑、地積が1,869㎡です。期間が令和5年2月28日から令和7年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人が〇〇さん、半下石です。受付番号376番、377番の貸し人が〇〇さん、鹿児島市です。場所は2筆ありまして、田代麓字久木野です。地目は両方とも田。地積は合計で1,901㎡です。期間が令和5年2月28日から令和9年12月14日までです。小作料は10a当たり〇〇円です。借り人が〇〇さん、久木野です。受付番号378番の貸し人が〇〇さん、鹿屋市です。場所が馬場字岩迫5451番1、地目が田、地積が1,057㎡です。期間が令和5年2月28日から令和9年12月14日までです。小作料

は白米〇〇kgです。借り人は〇〇さん、川北です。受付番号 379 番、380 番の貸し人が〇〇さん、鹿屋市です。場所が 2 筆ありまして、馬場字鎮守山です。地目が畑、地積が合計で 3,592 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は 10a 当たり〇〇円です。借り人が〇〇さん、川北です。受付番号 381、382 番が、貸し人が〇〇さん、半下石です。場所が馬場字鎮守山と馬場字殿原です。地目が畑と田になります。地積が合計で 1,549 m<sup>2</sup>です。貸付け期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料が 10a 当たり〇〇円です。借り人が〇〇さん、川北です。受付番号 383 番から 385 番の貸し人が〇〇さん、半下石です。場所が 3 筆ありまして、全て馬場字鎮守山です。地目は全て畑です。地積が合計で 5,528 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料につきましては全て水利費で合計で〇〇円です。借り人が〇〇さん、川北です。受付番号 386 番の貸し人が〇〇さん、鹿屋市です。場所が馬場字鎮守山 5174 番 1、地目が畑、地積が 1,917 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料が 10a 当たり〇〇円です。借り人が〇〇さん、川北です。受付番号 387 番の貸し人が〇〇さん、薩摩川内市です。場所が馬場字鎮守山 5175 番 4、地目が畑、地積が 1,088 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は 10a 当たり〇〇円です。借り人が〇〇さん、川北です。受付番号 388 番の貸し人が〇〇さん、鹿児島市です。場所が馬場字鎮守山 5174 番 2、地目が畑、地積が 1,562 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は、10a 当たり〇〇円です。借り人が〇〇さん、川北です。受付番号 389 番の貸し人が〇〇さん、愛知県です。場所が馬場字鎮守山 5178 番 2、地目が畑、地積が 359 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料が 10a 当たり〇〇円です。借り人が〇〇さん、川北です。受付番号 390 番の貸し人が〇〇さん、大阪府です。場所が馬場字鎮守山 5166 番 1、地目が畑、地積が 1,882 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料が 10a 当たり〇〇円です。借り人が〇〇さん、川北です。受付番号 391 番から 393 番の貸し人が〇〇さん、兵庫県です。場所は、3 筆ありまして、馬場字山ノ口に 1 筆、馬場字深山ヶ平に 2 筆です。地目は全て田です。地積は合計で 2,989 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日まで、小作料は全部で〇〇円です。借り人が〇〇さん、半下石です。受付番号 394 番と 395 番の貸し人が〇〇さん、鹿児島市です。場所が 2 筆ありまして、田代川原字平原です。地目は畑、地積が合計で 5,530 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は 10a 当たり〇〇円です。借り人が〇〇さん、笹原になります。あと、借り人の方の耕作状況につきましては別紙です。A 4 の横の用紙がありますので、そちらのほうをご覧ください。以上になります。

〇会長

事務局から説明がありましたが、ここで寺田委員の報告をお願いいたしま

	す。
○寺田委員	はい、報告申し上げます。貸し人の〇〇さんと〇〇代表の〇〇さんは、親子関係でございます。359、360、361の貸し人の田は、30a区画の田になっており、そこに〇〇さんがハウスを建てていらっしゃいます。〇〇さんは、ミニトマトの専業農家でやる気、技術、圃場の管理等きれいにされており、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。
○会長	次に、貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	はい。報告いたします。〇〇さんは、皆さんもご存じのように、サツマイモを大々的に経営されております。この要件は、錦江町が定める要件に、クリアしていると思われまますので、何ら問題はないかと思ひます。よろしく申し上げます。
○会長	次に、安水委員の報告をお願いいたします。
○安水委員	はい、報告をいたします。365号の借り人の〇〇さんは、現在指導農業士をされております。研修生を使いながらの農業で、圃場内もきれいにされておりますし、何ら問題はないと考えます。続きまして、366号から372号について説明いたします。借り人の〇〇さんは、県外でマッサージ師をされていたんですが、農業がしたいということで、3年ぐらい前に、帰ってきまして、現在、新規農業者として、甘藷を中心に頑張っておられます。私の方の案件と畠中推進委員の案件を合わせると、今回3町を超える利用権になっております。今までの耕作面積と合わせると、借りるのが4町を超えますが、加工用の甘藷を中心にするとのことですので、大丈夫かと思ひます。また機械等は親戚から借りてやるということです。今月長子も生まれ、この子を育てていくんだと、すごいやる気を出しておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。続きまして、373号から375号について説明いたします。借り人の〇〇さんは、板金塗装との兼業農家であります。板金塗装のほうは、粉じんや薬品などを使って、体に余りよくないとの考えを持たれているようで、今後は、農業のほうを少しずつでも増やしていきたいとの考えのようです。圃場内もきれいにされており、何ら問題ないと思ひますので、審議のほうをよろしくをお願いいたします。
○会長	次に坂元委員の報告をお願いいたします。
○坂元委員	はい、報告します。この畑は久木野の水田団地の中にありまして、〇〇さんの田んぼと隣接しているところだす。〇〇さんは、米とそれから牛ですね、牛が、繁殖が7頭と今、育成が2頭いるということで、飼料と米をつくるというような予定のようだす。田んぼの管理と農地の管理はきれいにされてます。何ら問題ないと思ひます。よろしく申し上げます。
○会長	次に畠中推進委員の報告をお願いします。
○畠中推進委員	378について説明します。〇〇君は稲作、WCS、シキミ等を作付けされており、農地もよく管理されており、問題ないと思ひます。次に今、安水委員から報告がありました〇〇君の379から390については、安水委員が説明された

	とおりで。もともとこの土地は、〇〇君が耕作しておりました畑を、今後、〇〇君のほうが耕作していきます。次に 391 から 393 を説明します。これも先ほど安水委員が説明したとおりで。何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。
○会長	次に弓指推進委員の報告をお願いいたします。
○弓指推進委員	はい。先ほど名前が出ました〇〇さんが、昨年からこの畑は作ってらっしゃるんですが、今年、新規に設定を結びたいということでした。圃場もきれいにされてるので何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、何か質疑はありませんか。安水さん、今回の〇〇さんたちは、親戚とかになるのけ。
○安水委員	〇〇さんの息子が、〇〇さん。よく利用権設定の中に入っている〇〇さんは、〇〇さんの弟になる。
○鈴委員	安水さん、1年契約が2件ぐらいあるんだけどこれは。
○安水委員	あのですね、この前、〇〇君のところでもあったんですが、圃場が結構木に囲まれてて日当たりが少し悪いと。中には金額的なことを地主さんと相談したんだけど、合意できないところもあったりしたもんですから、1年つくってみればというところと、あとは地主さんの要望で1年というところもあったりして、お互いの条件の中で1年という形にしてあります。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 358 番から 395 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 358 番から 395 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 396 番から 400 番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、6 ページになります。ここからの 396 番からにつきましては、農地中間管理事業に係るものになりますので、借り人は全て地域振興公社になっております。受付番号 396 番の貸し人が〇〇さん、辺志切になります。場所が田代川原字四本松 1974 番、地目が畑、地積が 2,965 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 10 年 2 月 27 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 397 番の貸し人が〇〇さん、徳之島町です。場所が田代川原字宮前 337 番 1、地目が田、地積が 1,344 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 10 年 2 月 27 日までです。小作料は米〇〇kg です。受付番号 398 番の貸し人が〇〇さん、盤山です。場所が田代麓字内之牧 5138 番 174、地目が畑、地積が 6,207 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 10 年 2 月 27 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 399 番の貸し人が、〇〇さん、富田です。場所が田代麓字

	<p>内之牧 5138 番 176 です。地目が畑、地積が 4,915 m<sup>2</sup>です。貸付け期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 10 年 2 月 27 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 400 番の貸し人が〇〇さん、山下です。場所が田代麓字出口 2913 番 1、地目が田、地積が 1,255 m<sup>2</sup>です。貸付期間が令和 5 年 2 月 28 日から令和 10 年 2 月 27 日までです。小作料は〇〇円です。別で、A 3 の横長用紙がありますけれども、こちらのほうがこの分に係る配分計画です。1 番から 5 番がですねこの 5 筆についての配分計画になっておりますので、ご参考ください。以上になります。</p>
○会長	事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 396 番から 400 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 396 番から 400 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 37 号錦江農業振興地域整備計画の変更除外についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	<p>8 ページをお開きください。受付番号が 3 番のほうがですね、用途区分変更になります。申請人の方は、〇〇さん、笹原の方です。場所につきましては、馬場字深山ケ崎 4177 番 3、地目は台帳現況ともに畑です。地積が 2,104 m<sup>2</sup>です。申請面積も同面積です。所有者は〇〇さん、笹原です。ご本人になります。受付番号 4 番のほうの申請内容は除外になります。申請人は〇〇、鹿屋市です。場所は神川字屋敷迫 7447 番 1 です。地目は台帳現況ともに山林です。地積が 2,076 m<sup>2</sup>です。申請面積も同じになります。所有者が〇〇さん、宿利原になります。9 ページからはですね〇〇さんの申請内容になります。申請者、申請地、面積は先ほど言ったとおりです。目的につきましては、駐車場及び資材置場を作りたいということになっております。10 ページからはですね申請書の中身になっております。中身につきましては先ほど説明したのが書いてあるところです。13 ページがですね、現地の配置図になります。大型トラックで出荷用のトラックが 13 台と作業員の駐車場も 10 台ほどと資材置場を作りたいという申請になっております。14 ページは町の全域図になり、15 ページが広域図になります。場所につきましては笹原集落からまだちょっと池田方面のほうに進んだところの左手に入ったところの奥のほうになります。ここの場所なんですけれども令和元年の 10 月にですね、除外の申請があったと思いますけれども、4177 番 1 のところですね、除外の申請があったところなんですけれども、その分筆した分の土地になります。16 ページは拡大した位置図になります。17 ページからはですね、〇〇さんの申請になります。変更目的につきましては太陽光発電施設建設ということとなっております。18、19、20 ページは申請書にな</p>

	<p>っております。21 ページがですね地積図になります。22 ページが配置図になります。太陽光パネルをですね290 枚設置したい。23 ページは全域図になりまして、24、25 ページは広域図と詳細図になっております。簡単ですが以上で説明を終わります。</p>
○会長	<p>事務局から説明がありましたが、担当委員の鈴委員に報告をお願いいたします。</p>
○鈴委員	<p>安水委員と事務局と現地の調査をいたしました。この案件はですね、前住宅を作られた余りの農地を今度この用途区分変更するという申請でございます。周りは、豚舎がとり囲んでおりまして、ブロイラーのすぐ隣でございます。農地はここしかございませんので、何ら問題はないと思われましたので、この区分変更については、やむを得ないんじゃないかと思えます。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。次に受付番号4 番については私のほうで報告をいたします。2月21 日、事務局2 人と、徳永委員と現地調査をしました。この土地は、25 ページを見て分かるかと思えますが、ここに太陽光発電をつくっていただきましたので、工事関係者のほうに、農振地じゃないかということで、調べてもらった結果、台帳現況とも山林ですが、今は竹藪になっておりまして、私も見落としておりましたが、ここは山林だと思っておりましたが、農振地に入っておりましたので、この除外申請を出すように言ったところです。この場所は、〇〇さんがハウスをつくっているところの前でありまして、地図に載っていないんですが、黒いところに、左側にも太陽光発電が出来ております。道路を挟んだ真向いです。畑に支障はないので、問題はないかと思えますが皆さんの審議のほうをお願いいたします。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第37 号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第37 号については、原案のとおり決定しました。以上で、令和5 年2 月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。</p>
○事務局	<p>それでは令和5 年2 月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

10 番

11 番

議事録調整者